

記 者 発 表 資 料
令和 7 年 1 1 月 2 1 日
四 国 地 方 整 備 局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社エレバ	高知県高知市南御座2番12号

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 1 1 月 2 1 日 から 令和 8 年 1 月 1 日 まで (6 週間)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

(株)エレバは、民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、その請負金額が建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額以上となる建設工事を請け負ったことが、建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、令和7年10月2日、高知県から監督処分（営業停止3日）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実について、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士